

多様な働き方を実現し、 地域社会の課題に取り組む 労働者協同組合

厚生労働省 勤労者生活課
労働者協同組合業務室

労働者協同組合法（令和4年10月から施行）

「労働者協同組合」とは、労働者が組合員として出資し、その意見を反映して、自ら従事することを基本原理とする組織であり、地域のみんなで意見を出し合って、助け合いながら、地域社会の課題を解決していこうという、新しい法人制度です。

令和4年10月に施行された労働者協同組合法は、この労働者協同組合の設立や運営、管理などについて定めた法律です。

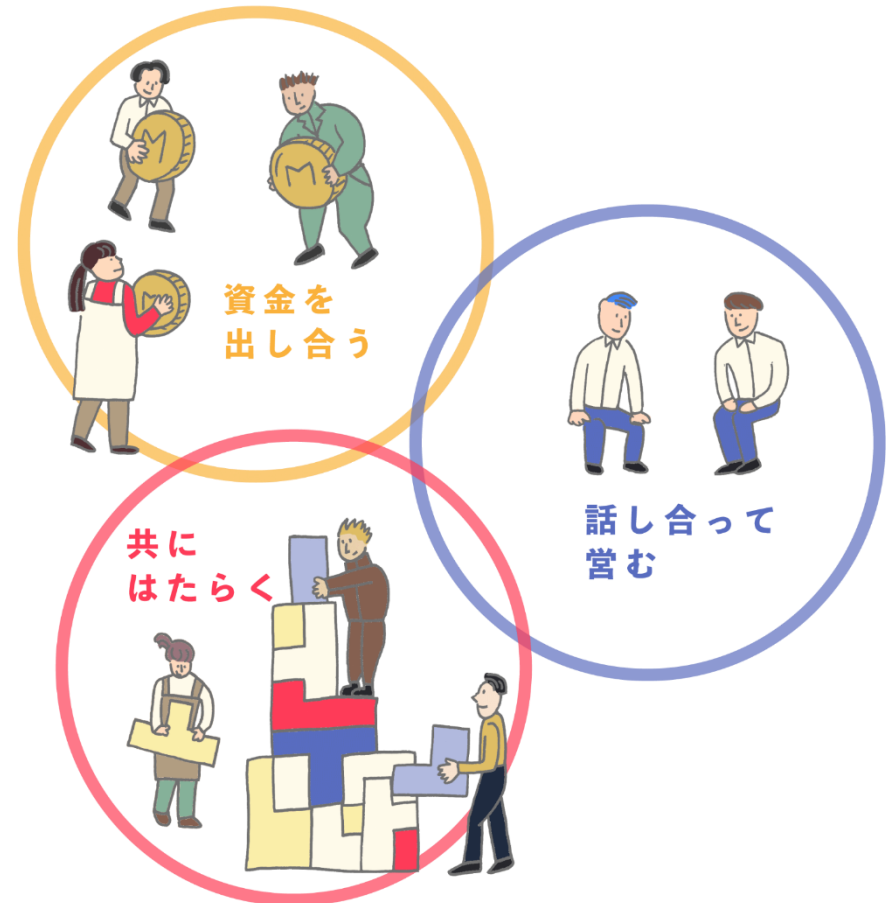
この法律では、労働者協同組合は、
以下（1）から（3）の基本原則に従い、
持続可能で活力ある地域社会に資する事業を
行うことを目的とするよう定めています。

基本原則

（1）組合員が出資すること

（2）その事業を行うに当たり組合員の意見が適切に反映されること

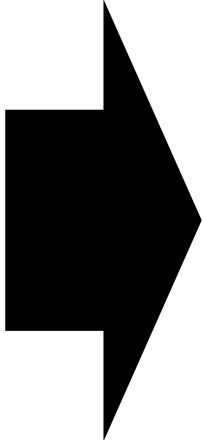
（3）組合員が組合の行う事業に従事すること



労働者協同組合法成立の背景と労働者協同組合に求められる役割

背景

- 我が国では、少子高齢化が進む中、人口の減少する地域において、介護、障害福祉、子育て支援、地域づくりなど幅広い分野で、多様なニーズが生じており、その担い手が必要とされています。
- これらの多様なニーズに応え、担い手となろうとする人々は、それぞれのさまざまな生活スタイルや多様な働き方が実現されるよう、NPOや企業組合といった法人格を利用し、あるいは任意団体として法人格を持たずに活動しています。
- しかし、これら既存の枠組みでは、出資ができない、営利法人である、財産が個人名義となるなど、いずれも一長一短があることから、多様な働き方を実現しつつ地域の課題に取り組むための新たな組織が求められています。



令和2年12月、**労働者協同組合法**が
全会一致で国会で成立・公布（令和4年10月施行）

【ポイント】

- 労働者協同組合は、**多様な働き方を実現しつつ、地域の課題に取り組むための選択肢**の一つ。
- 今後、各地域で様々な事業が展開され、我が国の地域づくりの中で重要な役割を担うことが期待されています。

労働者協同組合の設立状況（概要）

令和6年9月10日時点で1都1道2府27県で計102法人が設立されています。

※ 北海道、宮城県、山形県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、熊本県、鹿児島県、沖縄県

※ うち、非営利性を徹底した組合であることについて都道府県知事の認定を受けている特定労働者協同組合は10法人

分野の例

- ・ キャンプ場の経営
- ・ 葬祭業、成年後見支援
- ・ メディア制作体験
- ・ 地元産鮮魚販売、給食のお弁当づくり
- ・ カフェ、フェスティバル運営
- ・ 高齢者介護
- ・ 生活困窮者支援
- ・ 子育て支援
- ・ 障害福祉
- ・ 清掃、建物管理
- ・ 家事代行

新規設立と組織変更による設立の法人数

企業組合からの組織変更
→ 18法人
NPO法人からの組織変更
→ 2法人

組織変更
20

新規設立
82

「副業・兼業で提供する、
子どもによるメディアの制作体験」

労働者協同組合こども編集部
(兵庫県神戸市)



「地域の困り事解決のため、
住民による地域づくりを仕事に」

労働者協同組合うんなん
(島根県雲南市)



「経験豊かな高齢者が
いきいきと働ける場づくり」

労働者協同組合上田
(長野県上田市)



「ケアワーカーによる
自分らしいケアの追求」

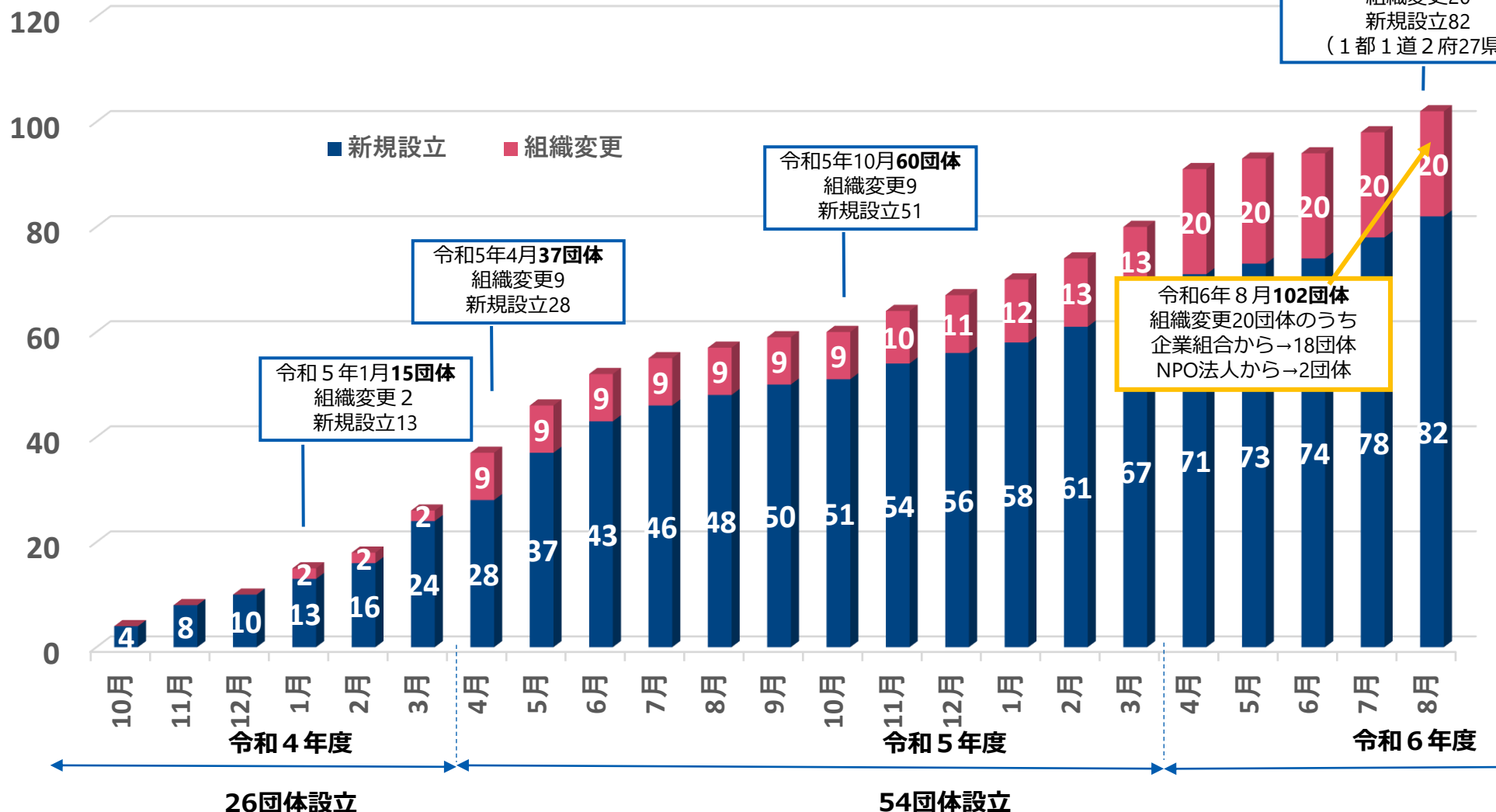
労働者協同組合あるく
(熊本県熊本市)



労働者協同組合の設立数の推移状況（令和6年8月時点）

（累計設立数）

労働者協同組合累計設立数推移



（注） 各月の値は、各月末時点で厚生労働省勤労者生活課が把握している累計設立数。

（出所） 国税庁法人番号サイト、経済産業省G ビズインフォ、官報等より厚生労働省勤労者生活課が把握しているものを基に作成。

労働者協同組合の主な特色

(1) 地域における多様な需要に応じた事業ができる

労働者派遣事業を除くあらゆる事業が可能。※許認可等が必要な事業についてはその規制を受ける。
介護・福祉関連（訪問介護等）、子育て関連（学童保育等）、地域づくり関連（農産物加工品販売所等の拠点整備等） 等

(2) 組合員の議決権、選挙権は平等

株式会社と異なり、出資額にかかわらず、組合員は平等に1人1個の議決権と選挙権。

(3) 簡便に法人格を取得でき、契約などができる

NPO法人（認証主義）や企業組合（認可主義）と異なり、行政庁による許認可等を必要とせず、法律の要件を満たし、登記をすれば法人格が付与される（準則主義）。※都道府県庁の指導監督あり。
これらの法人よりも少ない人数である、3人以上の発起人が揃えば設立可能。

(4) 意見反映の重視

事業の実施に当たり、組合員の間で、平等の立場で、話し合い、合意形成をはかる。
法人の定款にどのように意見反映を行うか明記。意見反映状況とその結果は総会報告事項。

(5) 組合員は労働契約を締結する必要がある

組合員は労働基準法、最低賃金法、労働組合法などの法令による労働者として保護される。

(6) 出資配当はできない（非営利）

配当を行う場合、出資額に応じてではなく、組合の事業に従事した分量に応じて行う。

労働者協同組合と既存の法人制度

地域社会の課題の解決のためには様々な法人形態があり、労働者協同組合は既存の法人制度と共存するものです。労働者協同組合は、地域社会の課題の解決のための活動を行おうとする方の選択肢を広げ、こうした活動を一層促進するという意義があります。

	労働者協同組合	企業組合	株式会社	合同会社 (LLC)	NPO 法人	一般社団法人	農事組合法人
目的事業	持続可能で活力ある地域社会の実現に資する事業（労働者派遣事業以外の事業であれば可）	組合員の働く場の確保、経営の合理化	定款に掲げる事業による営利の追求	定款に掲げる事業による営利の追求	特定非営利活動(20分野)	目的や事業に制約はない（公益・共益・収益事業も可）	（１）農業に係る共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業 （２）農業の経営 （３）（１）及び（２）に附随する事業
設立手続	準則主義	認可主義	準則主義	準則主義	認証主義	準則主義	準則主義
議決権	１人１個	１人１個	出資比率による	１人１個	原則１人１個	原則１人１個	１人１個
主な資金調達方法	組合員による出資	組合員による出資	株主による出資	社員による出資	会費、寄付	会費、寄付	組合員による出資
配当	従事分量配当	・従事分量配当 ・年２割までの出資配当	出資配当	定款の定めに応じた利益の配当	できない	できない	・利用分量配当（（１）の事業を行う場合に限る） ・従事分量配当 ・年７分までの出資配当

法人制度スタート後に見えてきた労働者協同組合のニーズ

(1) 副業・兼業という働き方

本業を持ちながらも、仲間と協力しながら、自分らしく働く場をつくりたいというニーズ

(2) 自治会や地域おこし協力隊による地域コミュニティ活性化

自治会や地域おこし協力隊を中心に、地域の困り事解決のため、地域づくりを仕事にしたいというニーズ

(3) シニア世代の健康や生きがい・仕事おこし

企業や組織の退職後の高齢期を生きがいを感じながら元気に仕事をしていきたいというニーズ

(4) ケアワーカーによる自分らしいケアの追求

障害者福祉や高齢者ケアの専門職から、志を同じくする仲間とともに、自分たちで運営にも関わりながら自分たちが本当にやりたいケアを行いたいというニーズ

事例① 労働者協同組合はんしんワーカーズコープ（令和5年4月設立）

- ・ 阪神尼崎駅の近くの商店街を拠点に、生活困窮者に対する就労支援、高齢者や子どもの居場所づくり、商店街の活性化や住民のコミュニティづくり、高齢者の生きがい就労事業まで幅広く事業を実施。
- ・ 設立当初は組合員の前職の造園と、地域のニーズが高かった介護事業から始まったが、地域や住民の要望に応える形で事業の幅が広がった。
- ・ 皆で話し合いを繰り返し、頭にピンポン玉を乗せて自転車を押して歩く「押しチャリンピック」や、尼崎城再建をきっかけとして始まった「刀（カタナ）トング」による清掃活動など、工夫を凝らしたイベントを行っている。
- ・ また、2022年4月からは兵庫県尼崎市「高齢者生きがい就労事業」を受託し、生きがい就労の提供やマッチング、生涯学習、多世代交流など高齢者に特定しない新しい地域づくりの場を運営。
- ・ これからは、地域の中で支えあう仕組みとして「生きがい・はたらく」場を作り出し、住民自治を可能にする行政と民間の協働をめざしている。



事例② 労働者協同組合うんなん（令和6年2月設立）

- 島根県雲南市が進める小規模多機能自治に基づき、地域自主組織から、一部を切り出して活動。
- 草刈り、除雪、立木の伐採などの地域の困りごとを支援する事業をはじめ、見守りを兼ねた水道検針事業や交通弱者への移送支援事業、地域の学童クラブの運営、電気メーターの調査、指定管理者として入浴施設の管理など多様な事業を担う。
- 事業や予算規模の増による運営上の負担、今後の担い手の確保、法人格を持たない任意団体であることでの事業の制約など、取組を展開していく中での課題を多く抱えていたところ、こうした取組をさらに発展させ、より事業を持続可能なものとするため、令和6年2月、労働者協同組合を設立。
- 設立総会においては発起人から「少子高齢化の中で様々な仕事で後継者がいない。高齢者ばかりになったら、草刈りでさえ支援できなくなる。地域の生業が無くなる中で、住民の受け皿となり住民に喜んでもらえるように取り組みたい。」と思いが述べられている。



事例③ 労働者協同組合上田（令和5年3月設立）

- 長野県上田市で、経験豊かな高齢者がいきいきと働く場を作ろうと、任意団体を立ち上げ、その活動の中から、事業性が見えた営繕に関する事業を労働者協同組合として法人化。現在、営繕に関する仕事を中心に事業を展開。
- 活動の目標は「第二の人生を私たちが主役となって、地域の課題や問題を解決していく仕事の担い手になる。そして、次の人たちに継いでゆく」こと。
- 楽しく仕事ができることを大切に、誰かから命令されてやるのではなく、自らが主体的に取り組むことを大切にしている。
- 地域包括支援センター・社会福祉協議会・まちづくり協議会など地域の関係者と連携し、営繕事業だけでなく、各所で吸い上げられた地域住民のニーズや困りごとを具体的に解決する役割も担い始めている。
- こうした更なる役割を担えるよう、組織強化を図り、高齢者仲間たちによる高齢者同士の助け合いが、地域問題の解決の糸口になることを目指している。



事例④ 労働者協同組合コモンウェーブ（令和4年10月設立）

- 三重県鈴鹿市で、放課後等デイサービスやフリースクールなどを運営し、孤立する子どもたちを支える居場所づくりに取り組む。
- 発起人の一人は、自身の子どもの不登校を契機に、不登校の子どもの支援を行ってきたが、ボランティアで続けることはできないと実感。また、不登校の原因には、困窮ひとり親家庭、発達障害など複合的な課題があると認識。
- 子どもも大人も誰もが一人の人間として尊重される地域社会を目指し、上下関係なく話し合いを重視して事業を行う労働者協同組合を選択。
- 現在、組合では、多世代交流の場となる地域食堂、無料学習塾、わくわく音楽塾やeスポーツ倶楽部なども幅広く開催。

